

2-3 地域支援事業の具体的内容について（概要）

1 介護予防事業 【詳細は、参考資料1「介護予防事業について」参照】

（1）介護予防特定高齢者施策

介護予防事業の対象となる特定高齢者（各市町村における第1号被保険者の概ね5%程度。以下「特定高齢者」という。）に対する事業（以下「介護予防特定高齢者施策」という。）として、通所又は訪問により、要介護状態等となることの予防又は要介護状態等の軽減若しくは悪化の防止を目的として介護予防に資する事業を実施。

ア. 特定高齢者把握事業

介護予防特定高齢者施策の対象となる特定高齢者の把握のため、全ての第1号被保険者を対象に生活機能に関する状態の把握や、訪問活動を担う保健師等との連携、主治医等との連携等の方法により、特定高齢者把握のための事業を実施。

イ. 通所型介護予防事業

特定高齢者把握事業により把握された特定高齢者を対象に、通所により、介護予防を目的として、「運動器の機能向上」、「栄養改善」、「口腔機能の向上」等に効果があると認められる事業を実施。

ウ. 訪問型介護予防事業

特定高齢者把握事業により把握された閉じこもり、認知症、うつ等のおそれのある（又はこれらの状態にある）特定高齢者を対象に、保健師等がその者の居宅等を訪問し、生活機能に関する問題を総合的に把握・評価し、必要な相談・指導を実施。

エ. 介護予防特定高齢者施策評価事業

各市町村が介護保険事業計画において定める「介護予防事業の効果による要介護認定者数の目標値」に照らした達成状況の検証を通じ、介護予防特定高齢者施策の事業評価を実施。

(2) 介護予防一般高齢者施策

各市町村における全ての第1号被保険者を対象とする事業（以下「介護予防一般高齢者施策」という。）については、地域において自主的な介護予防に資する活動が広く実施され、高齢者が積極的にこれらの活動に参加し、介護予防に向けた取組を実施する地域社会の構築を目的として、介護予防に関する知識の普及・啓発や地域における自主的な介護予防に資する活動の育成・支援を実施。

ア. 介護予防普及啓発事業

介護予防に資する基本的な知識を普及啓発するため、パンフレットの作成・配布、各利用者の介護予防事業の実施の記録等を記載する介護予防手帳（仮称）の配布等を実施。

イ. 地域介護予防活動支援事業

介護予防に関するボランティア等の人材養成のための研修や介護予防に資する地域活動組織の育成・支援のための事業等を実施。

ウ. 介護予防一般高齢者施策評価事業

原則として、年度ごとに、事業評価項目により、プロセス評価を中心にして事業評価を実施。

2 包括的支援事業 【業務内容の詳細については、次回お示しする予定】

(1) 介護予防ケアマネジメント事業

自立保持のための身体的・精神的・社会的機能の維持向上を目標とし、市町村がスクリーニングをし、地域包括支援センターに呈示した介護予防事業対象者の名簿に基づき、おおむね次のようなプロセスにより実施する事業。

- ①一次アセスメント
- ②介護予防ケアプランの作成
- ③サービスの提供後の再アセスメント
- ④事業評価

※ 地域包括支援センターでは、介護報酬を財源とし、新予防給付に関するマネジメント業務も併せて実施。

(2) 総合相談支援事業／権利擁護事業

地域の高齢者に対し、介護保険サービスにとどまらない様々な形での支援を可能とするため、①地域における様々な関係者とのネットワーク構築、②ネットワークを通じた高齢者的心身の状況や家庭環境等についての実態把握、③サービスに関する情報提供等の初期相談対応や、継続的・専門的な相談支援（支援方針に基づく様々なサービス等の利用へのつなぎ）、④特に権利擁護の観点からの対応が必要な者への対応などの支援を行う事業。

(3) 包括的・継続的マネジメント事業

主治医、ケアマネジャーなどとの多職種協働や、地域の関係機関との連携を通じてケアマネジメントの後方支援を行うことを目的として、地域のケアマネジャー等に対する個別相談窓口の設置によるケアプラン作成技術の指導等日常的個別指導・相談、地域のケアマネジャーが抱える支援困難事例への指導助言等、医療機関を含む関係施設やボランティアなど様々な地域における社会資源との連携・協力体制の整備など包括的・継続的なケア体制の構築等を行う事業。

3 任意事業 【詳細は、参考資料2「任意事業について」参照】

任意事業については、地域により様々な事業実施が想定される。以下に挙げる事業はあくまで例示であり、法律の趣旨に合致する限り、地域の実情に応じ、創意工夫を生かした多様な事業が可能である。

また、以下に挙げる事業の対象者や具体的な事業内容についても、地域の実情に応じて適切に定めていただきたい。

(1) 介護給付等費用適正化事業

真に必要な介護サービス以外の不要なサービスが提供されていないかの検証、制度趣旨や良質な事業展開のために必要な情報の提供、連絡協議会の開催等により、利用者に適切なサービスを提供できる環境の整備を図るとともに、介護給付費の適正化を図るための事業。

(2) 家族介護支援事業

ア、家族介護教室

要介護高齢者を介護する家族等に対し、適切な介護知識・技術を習得することを内容とした教室を開催する事業。

イ. 認知症高齢者見守り事業

地域における認知症高齢者の見守り体制を構築するため、認知症に関する広報・啓発活動、徘徊高齢者を早期発見できる仕組みの構築・運用、認知症高齢者に関する知識のあるボランティア等による見守りのための訪問などを行う事業。

ウ. 家族介護継続支援事業

介護による家族の身体的・精神的・経済的負担を軽減するための事業。

(3) その他事業

ア. 成年後見制度利用支援事業

市町村申立に係る低所得の高齢者に係る成年後見制度の申立に要する経費や成年後見人等の報酬の助成を行う等の事業

イ. 福祉用具・住宅改修支援事業

福祉用具・住宅改修に関する相談・情報提供や、住宅改修費に関する助言を行うとともに、住宅改修費の支給の申請に係る理由書を作成した場合の経費を助成する事業。

ウ. 地域自立生活支援事業

高齢者の地域における自立した生活を継続させるため、①高齢者住宅に対する生活援助員の派遣等、②介護相談員の活動支援、③栄養改善が必要な高齢者（介護予防特定高齢者施策の対象者を除く。）に対する配食サービスを活用したネットワーク形成、④グループリビングに対する支援、⑤家庭内の事故等による通報に夜間も随時対応できる体制の整備、等を行う事業。

※ 別紙に、現行の補助事業と地域支援事業との関係についての資料を添付。

(別紙) 現行の補助事業と地域支援事業との関係

現在の補助事業の内容は、それぞれ、対応する地域支援事業の各事業の事業内容に合致すれば、地域支援事業として実施することが可能となる。

現在の補助事業

(保) 健康相談費
(保) 機能訓練費
(在) 転倒骨折予防教室(寝たきり防止事業)
(在) アクティビティ認知症介護教室
(在) 足指・爪のケアに関する事業
(在) 運動指導事業
(在) 高齢者筋力向上トレーニング事業
(在) IADL(日常生活関連動作)訓練事業
(在) 高齢者の生きがいと健康づくり推進事業

地域支援事業

○介護予防事業
通所型介護予防事業

(保) 訪問指導費
(在) 高齢者食生活改善事業
(在) 「食」の自立支援事業(利用調整に基づく配食サービス)

訪問型介護予防事業

(保) 健康教育費
(在) 「介護予防10カ年戦略」推進のための啓発等事業

介護予防普及啓発事業

(在) 地域住民グループ支援事業
(在) 生活管理指導員派遣事業
(在) 生活管理指導短期宿泊事業
(在) 寝たきり予防対策事業(寝たきり予防対策普及啓発事業)

地域介護予防活動支援事業

(在) 在宅介護支援センター運営事業
(在) 介護予防プラン作成事業
(在) 「食」の自立支援事業(食関連サービス利用調整)
(在) 住宅改修支援事業(相談・助言)
(在) 高齢者実態把握事業
(在) 認知症にやさしい地域づくりネットワーク形成事業
(介) ケアマネジメントリーダー活動等支援事業(市町村事業)

○包括的支援事業

(介) 介護費用適正化緊急対策事業費
(在) サービス事業者振興事業

○任意事業
介護給付等費用適正化事業

(在) 家族介護教室

家族介護教室

(在) 認知症高齢者家族やすらぎ支援事業
(在) 介護用品の支給
(在) 家族介護慰労事業
(在) 家族介護者交流事業(元気回復事業)
(在) 徘徊高齢者家族支援サービス事業

認知症高齢者見守り事業

(在) 成年後見制度等利用支援事業

成年後見制度利用支援事業

(在) 住宅改修支援事業(理由書作成)
(在) 福祉用具・住宅改修地域利用促進事業

福祉用具・住宅改修支援事業

(在) 高齢者住宅等安心確保事業
(在) 介護相談員派遣等事業
(在) 高齢者共同生活(グループリビング)支援事業

地域自立生活支援事業

※ 栄養改善が必要な高齢者に対する配食サービスを活用した地域の見守りネットワークの構築事業を含む。

(在) 認知症高齢者を抱える家族に対する地域支援事業
(在) 福祉用具・住宅改修研修事業

都道府県事業の中で実施

(在) 家族介護者ヘルパー受講支援事業
(在) 高齢者地域支援体制整備・評価事業
(在) 市町村介護予防試行事業
(在) 健やかで活力あるまちづくり基本計画策定・普及啓発推進事業

廃止

※(保)は保健事業費等負担金、(在)は在宅福祉事業費補助金、(介)は介護保険事業費補助金である。

(参考資料 1)

介護予防事業（改正法第115条の38第1項第1号事業）について

（1）介護予防特定高齢者施策

事業名	事業内容	対象者	実施主体	留意事項
ア) 特定高齢者把握事業	<p>○介護予防特定高齢者施策の対象となる特定高齢者（各市町村における第1号被保険者の概ね5%程度）の把握のため、次に掲げる事業を実施する。</p> <p>1) 生活機能に関する状態の把握</p> <p>2) その他</p> <p>一市町村内の要介護認定担当部局や保健部局において訪問活動を実施している保健師等との連携による実態把握</p> <p>一主治医等との連携による実態把握</p> <p>一地域包括支援センターとの連携による実態把握 等</p> <p>※事業の実施に資するよう、追って「基本チェックリスト」及び「基本チェックリストに基づき虚弱高齢者を把握する際の考え方」を参考までに配布する。各市町村においては、対象者の把握を行うに当たって、当該リストを関係機関等に配布するなど、適宜活用されたい。</p> <p>※なお、「生活機能に関する状態の把握」については、平成18年度及び平成19年度は、老人保健事業の基本健康診査と一体的に実施することとし、その財源は、老人保健事業において手当てすることとするので、市町村内関係部局において連携を図りつつ実施すること。</p>	第1号被保険者	市町村 ※地域包括支援センターに委託可（「生活機能に関する状態の把握」を除く。）ただし、委託する場合においても、市町村は地域包括支援センターから把握の状況等について報告を受けておくことが必要。 ※「生活機能に関する状態の把握」については、医療機関に委託可。	○特定高齢者把握事業において得られた対象者個人に関する情報については、介護予防ケアマネジメントや事業実施の際に活用する観点から、地域包括支援センター、事業実施者に情報提供することが想定されることから、予め本人同意を得るなど、個人情報保護の観点からの対応が必要。

事業名	事業内容	対象者	実施主体	留意事項
イ) 通所型介護予防事業	<p>○特定高齢者把握事業により把握された特定高齢者に対し、介護予防を目的として、「運動器の機能向上事業」、「栄養改善事業」、「口腔機能の向上事業」又はこれらの事業に関するものであって、市町村において介護予防の観点から効果があると認められる事業を実施する。(なお、「うつ予防・支援」、「認知症予防・支援」又は「閉じこもり予防・支援」の観点から、うつ、認知症、閉じこもりのおそれがある(又はこれらの状態にある)高齢者に対して上記事業を活用することも差し支えないものとする。)</p> <p>○当該事業については、集団的なプログラムによる通所形態の事業(1回の事業で20名~30名程度の対象者に対して事業を実施する形態)を基本とし、介護予防ケアマネジメント事業において地域包括支援センターにより個別の対象者ごとに作成される介護予防ケアプランに基づき実施されるものとする。</p> <p>○また、事業実施者において、事業を実施するに当たっては、以下の手順により行われることが必要である。</p> <p>①個別に対象者の心身の状況をより正確に把握し、具体的にどのようなプログラムを実施すべきか等の事前のアセスメントの実施(その際、対象者が無理なく事業が実施できるよう、対象者の心身の状況に照らした事業実施に係るリスク評価についても、よく主治医との連携を図りつつ、実施すること。)</p> <p>②当該アセスメント結果を踏まえた個別サービス計画の作成</p> <p>③当該計画に基づく事業実施</p> <p>④事業実施後のアセスメント</p>	特定高齢者把握事業により把握され、介護予防ケアマネジメント事業により事業実施が適当とされた特定高齢者	市町村 ※市町村が適当と認める者に委託可	<p>○複数の事業を実施する場合には、それぞれの事業者間で電話連絡等により当該高齢者の心身の状況、実施している事業内容等に関する情報交換を行うなど、高齢者の状態に即して事業が適切に実施されるよう適宜連携を図ること。</p> <p>(ex.)運動器の機能向上事業と栄養改善事業の2つの事業を実施する高齢者について、運動器の機能向上を行う事業者が、栄養改善の事業者に対して事業対象者の栄養状態について適宜確認の上事業を実施するなど。</p>

事業名	事業内容	対象者	実施主体	留意事項
	<p>(1) 運動器の機能向上事業</p> <p>転倒骨折の防止及び加齢に伴う運動器の機能低下の予防・向上を図る観点から、ストレッチ、有酸素運動、簡易な器具を用いた運動等を実施する。</p> <p>【事業内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> a 専門スタッフによるアセスメント 専門スタッフ（医師、保健師、看護職員、理学療法士、作業療法士等）は、事業開始前に対象者の身体機能の把握及び身体機能を踏まえた事業実施に係るリスク評価を行うとともに、併せて関連するQOL等の個別の状況についても評価・把握する。 b 個別サービス計画の作成 専門スタッフは、アセスメント結果を踏まえ、個別の対象者ごとのプログラム内容、実施期間、実施回数等を記載した個別サービス計画書を作成する。その際、実施期間については、概ね3ヶ月間程度とし、実施回数は、対象者の負担とならず、かつ、その効果が期待できる回数を設定すること。また、一定期間ごとに一定の目標を定め、対象者の状況に応じて、過度の負担がかからないようにプログラムを設定すること。 c 運動（ストレッチ、有酸素運動等）の実施 個別サービス計画書に基づき運動を実施 d 専門スタッフによる事後のアセスメント プログラムの終了時に、参加状況、目標の達成度、身体機能、関連するQOL等を評価する。 	<p>(1)運動器の機能向上事業</p> <p>運動器の機能が低下しているおそれのある(又は運動器の機能が低下している)高齢者</p>		<p>(1)運動器の機能向上事業</p> <p>①事業の実施に当たっては、a～dまでのプロセスを踏んだ上で実施すること。</p> <p>②事業が安全に行われるよう、主治医との連携の上で実施すること。</p> <p>③事故防止のため十分な注意を払うとともに、参加者の安全性を十分に考慮し、緊急時にも対応できるよう体制を整備すること。</p>

事業名	事業内容	対象者	実施主体	留意事項
	<p>(2) 栄養改善事業 高齢者の低栄養状態を早期に発見するとともに、「食べること」を通じて低栄養状態を改善し、自分らしい生活の確立と自己実現を支援することを目的として、個別的な栄養相談、集団的な栄養教育の事業を実施する。</p> <p>[事業内容]</p> <p>A 個別的な栄養相談</p> <ul style="list-style-type: none"> a 管理栄養士によるアセスメント 管理栄養士は、事業開始前に対象者に対して、身長、体重等の身体計測を行うとともに、食事摂取状況、アレルギー状況等を把握し、低栄養状態のリスクに係る評価を行う。 b 対象者本人による栄養改善のための計画作成の支援 管理栄養士は、アセスメント結果を踏まえ、対象者において栄養改善の観点から必要となる栄養量や日常の食事の形態など、配慮すべき事項について説明し、当該説明を踏まえ対象者において行う計画づくりを支援する。当該計画は、概ね6ヶ月間程度とし、栄養改善に向けた食事に関する目標を定めることとする。 c 情報提供 管理栄養士は、対象者による計画の実施に当たり、対象者の低栄養状態を改善するため、地域における食事づくりの会や食事会等を提供しているボランティア組織の紹介、高齢者の食事づくりに便利な器具、栄養改善に有効な食品の購入方法等に関する情報提供を行う。 d 管理栄養士による事後のアセスメント 管理栄養士は、計画終了後に、対象者の目標の達成度、低栄養状態の状況等を評価する。 <p>B 集団的な栄養教育</p> <ul style="list-style-type: none"> ○介護予防のための栄養改善の知識経験を有する専門家等により「食べる」との意義、「栄養改善のための自己マネジメントの方法」、「栄養改善のための食べ方、食事づくりと食材の購入方法」、「摂食・嚥下機能を含めた口腔機能の向上等の低栄養に関連する問題」等に関する講義又は実習による集団的な栄養教育の実施 <p>※なお、栄養改善事業の事業実施形態としては、「上記のAの単独実施」又は「上記のA及び上記のBの双方を同時に実施」する形態とする。</p>	(2)栄養改善事業 低栄養状態のおそれがある(又は低栄養状態にある)高齢者		※栄養改善事業 ①事業Aの実施に当たっては、a～dまでのプロセスを踏んだ上で実施すること。 ②事業の実施に当たっては、一方的な「指導」とならないよう、それぞれの地域の実情に応じ、独自に実施方法の工夫を行うことが必要である。

事業名	事業内容	対象者	実施主体	留意事項
	<p>(3) 口腔機能の向上事業</p> <p>高齢者の摂食・嚥下機能の低下を早期に発見し、その悪化を予防する観点から口腔機能の向上のための教育や口腔清掃の指導、摂食・嚥下機能に関する機能訓練の指導等の事業を実施する。</p> <p>[事業内容]</p> <ul style="list-style-type: none"> a 専門スタッフによるアセスメント 専門スタッフ（医師、歯科医師、言語聴覚士、歯科衛生士等）は、事業開始前に対象者の口腔機能の状態の把握・評価を行う。 b 個別サービス計画の作成 専門スタッフは、アセスメント結果を踏まえ、個別の対象者ごとのプログラム内容、実施期間、実施回数等を記載した個別サービス計画書を作成する。その際、実施期間については、概ね3ヶ月程度とし、実施回数は、概ね月1～2回程度とすること。 c 事業の実施 事業の内容は、概ね以下の内容を含むものとし、専門スタッフの技量や対象となる高齢者の機能の状態等に応じて、柔軟に対応するものとする。また、対象者が、在宅においても口腔清掃や日常的にできる口腔機能の向上のための訓練を実施することができるよう適宜専門スタッフによる指導を行うこととする。 <ul style="list-style-type: none"> ①口腔清掃 ②咀嚼機能訓練 ③構音・発声訓練 ④嚥下機能訓練 ⑤呼吸法に関する訓練 ⑥食事環境についての指導 等 d 専門スタッフによる事後のアセスメント 専門スタッフは、計画終了後に、対象者の目標の達成度、口腔機能の状態等を評価する。 	<p>(3) 口腔能の向上事業</p> <p>口腔機能が低下しているおそれがある（又は口腔機能が低下している状態にある）高齢者</p>		<p>※口腔機能の向上事業</p> <p>事業の実施に当たっては、a～dまでのプロセスを踏んだ上で実施すること。</p>